

特定空家等除却工事の完了について

1 特定空家等とは

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

2 特定空家等除却工事

着手：令和7年 9月16日（着手宣言）

完了：令和7年11月27日（終了宣言）

3 工事費用

約350万円

4 工事請負者

業者名：古澤建設工業株式会社

住 所：江田島市大柿町小古江1982番地2

5 参考（経緯）

期 日	内 容
令和6年 5月	・近隣住民から相談を受け、現地で建築物の一部倒壊を確認 ・相続人に安全対策措置通知を発送 ・相続人へ緊急安全措置に係る事前の通知書を発送
令和6年 6月	・緊急安全措置を実施
令和6年 8月	・全ての相続人が相続放棄したことを確認
令和7年 1月	・江田島市空家等対策協議会で特定空家等の認定について意見を聴取
令和7年 2月	・特定空家等に認定
令和7年 5月	・法第22条第10項に基づく略式代執行の公告 (措置期限：令和7年6月5日)
令和7年9月16日	・略式代執行による除却工事着手
令和7年11月27日	・略式代執行による除却工事終了

着手前



完了後

